

令和4年9月定例会 経済委員会（付託）

令和4年9月27日（火）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

原委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

なし

春木労働委員会事務局長

本委員会における報告事項はございません。どうぞよろしく願いいたします。

原委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

西沢委員

労働事件関係の現状はどういうふうになっていますか。何か進展はありますか。

岩田調整課長

まず労働相談、それとあっせん状況について、8月末時点ということで前回もお話しさせていただきましたが、全体67件のうち委員相談のほうは15件、事務局で受けました相談が52件という状況でございます。

あっせん件数については、8月末時点では新規で2件ございました。

相談内容につきましては、やはりパワハラ、嫌がらせ相談が最も多く、67件のうち21件を占めております。あとは賃金未払い、そして解雇、退職といった相談が続いている状況でございます。

西沢委員

最近になって嫌がらせとか、こういういろんなもめ事の中で変わってきたことはないですか。

岩田調整課長

変わってきたというか、パワハラ、嫌がらせの相談というのはやはり近年、過去5年を見ましても上位を占めております。法律も新たに4月に改正され、全事業者を対象にパワ

ハラ防止措置というのが義務化になったり、そういう動きを受けて労働委員会としても今後相談が増えていくのではないかと懸念しておりまして、日頃から行っている委員相談やあっせんなどにおつなぎしております。広報等につきましてもパワハラ、嫌がらせにつきましても強化しており、来月が周知月間でもありますので、そういったところを強化していきたいと考えているところです。

#### 西沢委員

例えば、こういうパワハラとか嫌がらせというのは、両方が和解するというのではなくて、きっちり解決しなければいけないことが多いんじゃないかという気がします。この労働事件の中で、解決できなかつたら裁判になったりするじゃないですか。

そういう裁判になるのは、全体のパーセント的に言うと余り変わらないのですか。こういうパワハラとかが多くなってきているということは、裁判までいって決着をちゃんと付けるというのがだんだん多くなってきているのか。

#### 岩田調整課長

当委員会ではあっせんにおつなぎするために労働相談をお受けして、その中でパワハラ相談が最も大きなウエートを占めているわけです。例えば、パワハラ相談でありますと、丁寧にお伺いしまして、どうしても会社のほうへ指導を徹底してほしいという場合には指導する権限のあります労働局のほうにおつなぎしたり、当委員会のあっせんにおつなぎしています。西沢委員から裁判というお話がありましたが、地方裁判所で行っております労働審判、民事訴訟につきましては、令和3年度につきましては当委員会のあっせんが6件でございましたが、労働審判では12件、民事訴訟では14件、これがパワハラであったかどうかはちょっと不明でございます。

#### 西沢委員

そういうパワハラ、これは沈静化しているというよりも相談が増えてきているという状況なんですか。

#### 岩田調整課長

相談のウエートとしては非常に多い件数を占めておりまして、例えばパワハラでしたら令和3年が69件、令和2年が41件でしたので、そこで28件の増加はございましたが、令和元年、平成30年を見ましても60件から70件前後で推移している状況でございます。

#### 西沢委員

今日か昨日の新聞にも載っていましたが、パワハラとかの解決策はなかなか厳しいと思います。上司のほうに言っても、現実には個人がどう思ってどうするかというところがかかなりありますから、ちょっと厳しいですね。

それと、地方労働委員会から中央労働委員会へ行くものというのはどうなんですか。昔から余り中央労働委員会に行く回数は少ないと思うんだけど、どんな状態になっていきますか。

岡久審査課長

西沢委員から、中央労働委員会への再審査の申立て件数ということですが、先般、この6月8日付けでA事件のほうで再審査の申立てを行ったところでございますが、最近の例で言いますと、平成元年以降から現在までに不当労働行為としての命令書が32件発出されております。この32件のうち10件が再審査の申立てを行っているところでございます。

西沢委員

再審査ということは中央労働委員会に行くという話ですか。

岡久審査課長

再審査の申立てというのは、労働者側、使用者側が本県労働委員会が出した命令書に不服があるということで、再度、中央労働委員会のほうに再審査を申し立てるということです。通常の民事訴訟とかで言いますと、控訴するみたいなイメージです。

西沢委員

最近の動向でそれは増えているんですか。

岡久審査課長

そもそも不当労働行為の申立て自体が、ここ10年で言いますと年に一つあるかないかというように非常に少なくなっておりますので、そもそも不服申立ての件数もそんなに増えているような状況ではございません。

西沢委員

地方の労働委員会と中央労働委員会、どちらにしてもそれが不服だったら裁判になりますから、最終的には気に入らなかつたら裁判ですよ。だから、この調停するというのに意味があるんでしょうけれど、これは元々駄目だというようなことは最初に見たら大体分かりますよね。それでも、例えば時間的には地方労働委員会から中央労働委員会に行くまでの期間は長いんですか。

岡久審査課長

不服申立てがあった場合ですけれども、本県につきましては審査の目標期間が1年という形で審査を行っております。

西沢委員

会社側にしても労働者側にしても、1年というのはすごく長いですよ。これはやっぱり大体の基準があるんですか。大体1回やったら1か月、2か月おいてまた審査するというような、何回も審査することになるんだと思いますけれども、トータル的に1年というのは何か非常に長い気がします。早く決着を付けてほしいというのがあると思うんです。だから、例えば基準を半年ぐらいにするとか、もっと短くするという方法はないんです

か。

#### 岡久審査課長

不当労働行為の審査の迅速化ということですが、これは昔から言われておりますことから、当委員会におきましては平成17年3月に審査の目標期間を1年とするという目標を立てております。

最近10年間の処理日数ですと、中央労働委員会の平均処理日数は439日、約1年と3か月掛かっております。それに対して本県の平均処理日数は295日ということで、平均しますと10か月で命令書を発出ということで目標を達成しており、迅速に処理できているものと考えております。

一方、労働委員会から発出する救済命令というのは、使用者に対しまして公法上の義務を課すものでありまして、その審査過程において法律面での専門性と高度な判断が必要となることから、審査の迅速性のみを追求することは誤った判断を下すなどの危険性もはらんでいることから、その辺も十分に注意しておく必要があります。

今後とも関係者の理解と協力を得ながら、不当労働行為の審査が迅速かつ的確に行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### 西沢委員

ちょっと話は戻りますけれども、1年にするという以前はどうだったんですか。何か基準はあったんですか。それともなかったんですか。

#### 岡久審査課長

平成16年11月に労働組合法が改正されまして、この命令の交付時期まで見越した審査計画の作成及び審査の目標期間の設定、また目標の達成状況、その他の審査状況の公表が義務付けられたところでございます。

これを受けまして、当委員会では平成17年、公益委員会議でもって審査の目標1年と設定することを決定いたしております。それで、その前の平均日数については手元に資料がないので、また御報告させていただきます。

#### 西沢委員

ということは、国の基準が1年となる前、それ以前に国はいつ頃までという基準はなかったという話ですか。

#### 岡久審査課長

それまでは特に具体的な目標期間というのがないまま、審査が行われておったという状況です。

#### 西沢委員

10か月ぐらいで日本の平均よりもかなりいいという話ですけれども、まず調停ですから、余り時間が掛からないようにできるだけ早急にしてあげると。裁判まで行くような状

態であれば、これはまた長く掛かるのは当たり前で、いろんなことを含めて10か月なのでしょうけれども、できるだけ話合いができるような状態だったら早く進めてあげてほしいなと思います。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時47分）

※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して表記しております。

なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま表記しております。